

広島中央エコパーク整備事業
(高効率ごみ発電施設建設・運営)

資源化等処理業務委託契約書 (案)

平成28年4月

広島中央環境衛生組合

別添内訳書

1. 年度別委託料

(単位：円、税抜)

年 度	委託料
平成 32 年度	
平成 33 年度	
平成 34 年度	
平成 35 年度	
平成 36 年度	
平成 37 年度	
平成 38 年度	
平成 39 年度	
平成 40 年度	
平成 41 年度	
平成 42 年度	
平成 43 年度	
平成 44 年度	
平成 45 年度	
平成 46 年度	
平成 47 年度	
平成 48 年度	
平成 49 年度	
平成 50 年度	
平成 51 年度	
平成 52 年度	
合 計	

※ 委託料は、処理単価に計画搬入量を乗じて算出しており、実際の支払いは、添付約款による。

2. 処理単価

(単位：円／t、税抜)

費目	処理単価

※ 処理単価は、本契約締結日における額であり、委託期間中、添付約款に従い、変更される。

広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）

資源化等処理業務委託契約 約款

目 次

第1章 総則.....	1
第1条 (総則)	1
第2条 (指示等及び協議の書面主義)	1
第3条 (契約の保証)	2
第4条 (権利義務の譲渡等)	2
第5条 (特許権等の使用)	2
第6条 (著作権の譲渡等)	2
第7条 (再委託の禁止)	3
第8条 (善管注意義務)	3
第9条 (許認可、届出等)	3
第10条 (関係法令の遵守)	3
第11条 (受注者に対する措置要求)	3
第12条 (本契約等と業務内容が一致しない場合の改善義務)	4
第2章 資源化等処理業務	4
第13条 (本業務の範囲)	4
第14条 (業務履行期間)	4
第15条 (履行報告)	4
第16条 (資源化等処理計画)	4
第17条 (業務報告書等)	5
第18条 (処理残渣等の受入)	5
第19条 (災害発生時等の協力)	5
第20条 (債務不履行の原因究明等)	5
第21条 (処理できない場合の措置)	6
第22条 (本業務に係る受注者の提案)	6
第3章 処理残渣等の処理量及び性状	6
第23条 (処理残渣等の処理量)	6
第24条 (処理残渣等の性状)	6
第4章 委託料.....	7
第25条 (委託料の支払い)	7
第26条 (委託料の改定)	7
第5章 法令変更.....	7
第27条 (法令変更)	7
第6章 不可抗力.....	8
第28条 (不可抗力)	8
第29条 (不可抗力による負担)	8

第7章 契約の解除等.....	8
第30条 (発注者の解除権)	8
第31条 (暴力団排除措置等に係る発注者の解除権)	9
第32条 (発注者による解除の場合の違約金)	9
第33条 (受注者の解除権)	10
第34条 (解除に関する協議)	10
第35条 (法令変更又は不可抗力の場合の解除)	10
第36条 (本契約の解除による終了に際しての処置)	10
第37条 (損害賠償等)	10
第8章 その他.....	11
第38条 (第三者への損害)	11
第39条 (保険)	11
第40条 (公租公課の負担)	11
第41条 (秘密の保持)	11
第42条 (遅延損害金)	12
第43条 (紛争の解決)	12
第44条 (定めのない事項)	12

第1章 総則

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、本契約に基づき、要求水準書等（要求水準書、入札説明書、質問回答書及び対面的対話結果、入札書類及び事業提案書類をいう。以下同じ。）に従い、本契約を履行しなければならない。

- 2 受注者は、表記の履行期間中、入札書類及び事業提案書類で提案した資源化等処理施設（以下「資源化等処理施設」という。）にて、要求水準書等に示された資源化等処理業務（以下「本業務」という。）を遂行し、発注者は、本業務の遂行の対価を支払うものとする。
- 3 基本契約、本契約、質問回答書及び対面的対話結果、要求水準書、入札説明書、入札書類及び事業提案書類の間に齟齬がある場合、基本契約、本契約、質問回答書及び対面的対話結果、要求水準書、入札説明書、入札書類及び事業提案書類の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者及び受注者が協議の上、入札書類及び事業提案書類の記載内容が要求水準書を上回ると確認した場合には、当該部分については入札書類及び事業提案書類が要求水準書に優先するものとする。
- 4 受注者が本事業の入札説明書に基づき提出した入札書類及び事業提案書類に記載された内容は、受注者に履行義務があるものとする。ただし、発注者の判断により履行義務としない場合がある。
- 5 要求水準書等に明示されていないものを発見したときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、受注者は、発注者の指示に従うものとする。
- 6 受注者は、本契約若しくは要求水準書等に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定める。
- 7 受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 8 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 11 本契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 12 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 13 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 14 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第43条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。なお、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに発注者及び受注者は異議なく同意するものとする。
- 15 本契約の各条項等の用語の定義については、基本契約、入札説明書及び要求水準書に準ずるものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、同項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

第3条 受注者は、本契約の締結と同時に、次の号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第2項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、委託料の総額の【 】分の12の額の10分の1以上の金額としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、事前の書面による発注者の承諾を得た場合を除き、本契約により生じる権利又は義務若しくは契約上の地位を第三者に譲渡し、継承させ、担保の目的に供し、又はその他の処分をすることができない。

- 2 受注者は、発注者の事前の承諾なしに、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、発注者から提供される情報、書類、図面その他のものを除き、本契約の規定に従って、焼却灰、飛灰、熔融飛灰、処理不適物の残渣（以下「処理残渣等」という。）を処理するために必要な特許権等の実施権・使用权その他ノウハウ等の活用に必要な諸権利を、自己の責任及び費用において、取得・維持するものとし、関係者との調整を行わなければならない。

(著作権の譲渡等)

第6条 本契約に基づき、発注者が受注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権その他の知的財産権（発注者に権利が帰属しないものを除く。）は、発注者に属する。ただし、発注者は、受注者に対して、本契約の目的を達成するために必要な限度で、当該提供物を無償で使用させることができる。

- 2 本契約に基づき、受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の成果物の著作権その他の知的財産権（受注者に権利が帰属しないものを除く。）は、すべて受注者に属する。

ただし、受注者は、発注者に対して、本契約の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用させることができる。

3 受注者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に規定する行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 第2項の著作物に係る著作権その他の知的財産権を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使すること。

4 発注者は、次の各号に規定する行為をする場合、受注者の作成した成果物を公開することができる。ただし、第3号に定める場合において、開示される成果物に受注者の営業上の秘密が含まれる場合、発注者は、受注者の事前の書面による承諾を得るものとする。

(1) 広島中央環境衛生組合情報公開条例その他法令に基づく場合

(2) 議会に提出する場合

(3) 広報に使用する場合（発注者が認めた公的機関による使用を含む。）

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、本業務を、他人に委託してはならない。

（善管注意義務）

第8条 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本契約に基づき、本業務を実施しなければならない。

（許認可、届出等）

第9条 受注者は、本契約に基づく受注者の義務を履行するために必要な一切の許認可等を自己の責任及び費用において取得・維持し、また、本契約に基づく受注者の義務を履行するために必要な一切の届出についても自己の責任及び費用において提出しなければならない。ただし、発注者が取得・維持すべき許認可等及び発注者が提出すべき届出は除くものとする。

2 受注者は、前項の本契約に基づく受注者の義務を履行するために必要な許認可等及び届出の申請に際しては、発注者に書面による事前説明及び事後報告を行う。

3 発注者は、受注者からの要請がある場合は、受注者による許認可等の取得、届出、その維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。

4 受注者は、発注者からの要請がある場合は、発注者による許認可等の取得、届出、その維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。

（関係法令の遵守）

第10条 受注者は、本業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）を含む関連法令、関連規制等を遵守しなければならない。

（受注者に対する措置要求）

第11条 発注者は、受注者の使用人がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、発注者の職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(本契約等と業務内容が一致しない場合の改善義務)

第 1 2 条 受注者は、受注者による本業務の内容が本契約又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、発注者が業務の改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由による場合、発注者は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 2 章 資源化等処理業務

(本業務の範囲)

第 1 3 条 発注者は、委託期間において、本業務を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。受注者の行う本業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 処理残渣等の資源化等処理（セメント原料化、山元還元、最終処分など事業者提案による。）
- (2) その他処理残渣等の資源化等処理に関する一切の業務
- 2 処理残渣等の資源化等処理の方法及び処理量その他の事項は、別紙 1 のとおりとする。
- 3 受注者は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、労働災害等を発生させないように適正に本業務を行わなければならない。

(業務履行期間)

第 1 4 条 委託期間のうち、業務履行期間は、平成【○】年【○】月【○】日（試運転開始）から平成 52 年 3 月 31 日までとする。

- 2 委託期間のうち、委託期間の始期から前項に定める業務履行期間の始期までの期間は、本業務の準備期間とする。
- 3 業務履行期間の始期、終期の変更は行わないものとする。ただし、基本契約第 10 条第 3 項の規定により、基本契約の締結者間で、業務履行期間の始期及び終期の変更について合意された場合は、それに従うものとし、その場合において委託料の変更がある場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。

(履行報告)

第 1 5 条 受注者は、要求水準書の定めに従い、本契約の履行について発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、必要と認めるときは、資源化等処理施設に立ち入り、履行状況を確認することができる。
- 3 受注者は、前項による発注者の確認に協力しなければならない。

(資源化等処理計画)

第 1 6 条 受注者は、要求水準書の定めに従い、資源化等処理マニュアル及び資源化等処理業

務実施計画を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、本業務を進めるうえで、資源化等処理マニュアル又は資源化等処理業務実施計画書の修正等が生じた場合は、適宜更新し、発注者の承諾を得なければならない。また、常に最新版を保管するとともに、更新の都度、変更された部分を発注者に提出しなければならない。

(業務報告書等)

第17条 受注者は、要求水準書の定めに従い、業務履行期間中各月の業務報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、業務報告書の内容に疑義があると認める場合、その他受注者が本契約に定める本業務を適切に実施していないと判断した場合において、受注者に説明を求めることができる。この場合、発注者は、受注者に対し、説明責任を果たすために必要な範囲で、追加資料の提出又は当該業務に関し改善措置を求めることができ、受注者は、かかる発注者の求めに対し誠実に対応しなければならない。
- 3 受注者は、業務報告書及びその他受注者が本契約に基づき作成する書類につき、印刷物及び電子データの形で委託期間中保管するものとする。なお、発注者の求めがある場合、受注者は、業務報告書及びその他受注者が本契約に基づき作成する書類を電子データとして発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、前項の印刷物を、作成時から原則として5年以上保存するものとし、必要なものについては発注者との協議により定めた年数保管する。また、電子データについては、受注者は、委託期間の終了まで保存する。

(処理残渣等の受入)

第18条 受注者は、処理残渣等の受入の際には、飛散・流出等の防止対策を行わなければならない。

- 2 受注者は、処理残渣等を受け入れた後は、処理残渣等が資源化等処理に適さない場合であっても、広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）高効率ごみ発電施設（以下「本施設」という。）に返送してはならない。ただし、発注者の同意を得た場合は、この限りではない。
- 3 受注者は、一年度における各月毎の処理残渣等の搬出計画を運営事業者が作成し発注者に提出することに協力しなければならない。
- 4 受注者が受け入れた処理残渣等を処理し、生産された有価物の品質について、発注者は、一切の責任を負わない。

(災害発生時等の協力)

第19条 風水害・地震等の大規模災害その他不測の事態により、入札書類又は事業提案書類において提案された処理残渣等の量を超える多量の処理残渣等が発生する等の状況が生じた場合において、その処理を発注者が実施しようとするときは、受注者は、その処理に協力する。この場合、発注者は、受注者と協議の上、追加的費用を受注者に支払う。

(債務不履行の原因究明等)

第20条 受注者による債務不履行が発生した場合は、受注者は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、原因究明に努め、本業務の完全な履行ができるよう本業務の改善等を行わなければならない。

- 2 前項の場合は、発注者は必要と認めるときは、受注者に本業務の停止を指示することがで

き、受注者は、これに従わなければならない。

(処理できない場合の措置)

第21条 受注者は、本契約に従った処理残渣等の資源化等処理ができない場合又はそのおそれがあると認めるときは、その旨を直ちに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項により発注者に報告したときは、本契約に従った資源化等処理ができない又はできなくなる原因について、自らの費用で調査し、調査の結果を速やかに発注者に報告しなければならない。

3 本契約に従った処理残渣等の資源化等処理ができないときは、受注者は、他の事業者をして代替施設における資源化等処理に係る契約を発注者との間で締結させるよう努力するものとする。かかる契約が合理的な期間内に締結されない場合は、受注者は、自らの費用において、処理残渣等を処分しなければならない。

4 前項により発注者が他の事業者に処理残渣等の資源化等処理を委託した場合の追加的費用は、受注者が負担するものとする。

5 受注者は、前項により負担する金額について、発注者から請求を受けたときは、速やかに支払わなければならない。

(本業務に係る受注者の提案)

第22条 受注者は、本業務に関して、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書又は入札書類、事業提案書類において提案された内容の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書又は入札書類、事業提案書類において提案された内容の変更を受注者に通知するものとする。

3 前項の規定により要求水準書又は入札書類、事業提案書類において提案された内容が変更された結果、委託料を低減できることを発注者又は受注者が明らかにした場合、発注者と受注者は、委託料の減額について協議するものとする。

第3章 処理残渣等の処理量及び性状

(処理残渣等の処理量)

第23条 発注者は、受注者に対して本契約に基づき資源化等処理を委託する処理残渣等の量について、発注者自ら又は運営事業者若しくは処理残渣等運搬事業者をして、処理残渣等の運搬計画に示された量に近い量を引き渡せるよう努める。ただし、発注者は、処理残渣等の搬入の義務を負うものではなく、受注者は、搬入される処理残渣等の量が減少したことによる委託料の減少分又は増加分の補填等を発注者に請求することはできない。

2 受注者が処理する処理残渣等の量が、入札書類又は事業提案書類の提案によって計画された量から大幅に増加又は減少し、かかる状態が将来にわたり継続すると認められる場合は、発注者、受注者、運営事業者及び処理残渣等運搬事業者の4者で協議を行うものとする。

(処理残渣等の性状)

第24条 運営事業者が処理する処理対象物の性状が、要求水準書に定める計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り、受注者は、処理残渣等の性状の変動を原因とする委託料(処理単価の見直しを含む。)の変更、その他費用の負担を発注者に請求することはできない。

2 運営事業者が、発注者の指示等により本施設における計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対

象物を処理したことによって受注者が処理する処理残渣等の性状が変動し、かかる処理残渣等の処理のために要した費用の増加分を受注者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に同意したときは、受注者は、要求水準書に定める性状を逸脱した処理残渣等の処理に要する費用の増加分について、当該事業年度の最終月に精算を行うことを請求できる。

- 3 前項以外の処理残渣等の性状に係る項目の変動による委託料の見直しは行わない。
- 4 受注者に引き渡される処理残渣等の性状が、受注者が資源化等処理が可能な性状から著しく逸脱し、かかる状態が将来にわたり継続すると認められる場合は、発注者、受注者及び運営事業者の三者で協議を行うものとする。
- 5 受注者に引き渡される処理残渣等が、要求水準書に定める性状の範囲内か否かの判断は、一事業年度を単位として当該事業年度全体で行う。かかる判断に必要なデータの収集、検査等は、全て受注者の費用において実施する。
- 6 前項のデータの収集、検査等の具体的な実施方法、実施頻度等は、本契約に基づき、発注者と協議して定める。
- 7 受注者は、前二項に基づき得られたデータ及び検査結果等を、発注者と受注者が協議して定める頻度及び内容で、に報告しなければならない。

第4章 委託料

(委託料の支払い)

第25条 発注者は、受注者に対し、本契約に従い委託料を支払う。

- 2 委託料は、変動費により構成し、委託料の算出方法及び支払い方法は、別紙2に定める方法による。当該委託料には、本業務の遂行にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、受注者は、発注者に対し、何らの支払いも請求できないものとする。

(委託料の改定)

第26条 発注者及び受注者は、社会経済状況の変化に応じて、固定費及び変動費の改定を実施できるものとし、詳細については、別紙3に定めるとおりとする。

第5章 法令変更

(法令変更)

第27条 発注者は、本契約締結後に法令変更（法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更を含み、また、税制に関するものを含む。ただし、受注者の利益に係る法令変更（法人税等）は含まない。以下、同じ。）が行われ、受注者の本業務の実施に追加費用が生じるときは、発注者が合理的な範囲でこれを負担する。

- 2 業務履行期間中に法令変更が行われた場合、受注者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。
 - (1) 受注者が受けることとなる影響
 - (2) 法令変更に関する事項の詳細
- 3 発注者は、前項の定めによる報告に基づき、本契約の変更その他の報告された事態に対する本契約の変更や費用負担等の対応措置について、速やかに受注者と協議するものとする。
- 4 法令変更により要求水準書の変更が可能となり、かかる変更により受注者の本業務実施の費用が減少するときは、発注者は、受注者との協議により要求水準書の変更を行い、委託料

を減額する。

- 5 前項により減額される委託料については、発注者と受注者との協議により決定する。
- 6 法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第 35 条の規定に従う。

第 6 章 不可抗力

(不可抗力)

第 28 条 発注者及び受注者は、不可抗力によりいずれかの当事者が本契約の履行ができなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約に基づく履行期日における当該履行義務を免れる。ただし、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第 35 条の規定に従う。

(不可抗力による負担)

第 29 条 不可抗力により本業務に追加の合理的費用（損害を補填等する費用を含む。）が発生した場合は、当該費用の負担は事業年度毎に計算するものとし、不可抗力が生じた日が属する事業年度の委託料（計画搬入量により算出する。）の 100 分の 1 に至るまでは受注者が当該追加費用を負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。

- 2 発注者及び受注者は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

第 7 章 契約の解除等

(発注者の解除権)

第 30 条 発注者は、必要と認めるときは、90 日以上前に受注者に通知することにより、本契約を解除することができる。この場合、発注者は、受注者に生じた損害を補償する責めを負う。

- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し催告することなく、本契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由がなく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - (2) 本業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
 - (3) 受注者が発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
 - (4) 受注者が第 33 条第 1 項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
 - (5) 受注者が本契約に違反している場合（要求水準書に定める各水準の未達成を含む。）において、受注者が再び本業務を継続することが事実上不可能と合理的に判断されるとき、又は発注者が、受注者に対して最長 90 日間の猶予期間を設けて是正を請求したにもかかわらず、当該猶予期間内に修復がなされないとき。
 - (6) 受注者が本業務を放棄したと認められるとき。
 - (7) 受注者に係る破産、会社更生手続、民事再生手続若しくは特別清算のいずれかの手続について、取締役会でその申立等を決議したとき、あるいはその申立等がされたとき、又は支払不能若しくは支払停止となったとき。

- (8) 受注者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当することとなったとき。
 - (9) 前各号の他、本契約の重大な違反又は抵触があるとき。
 - (10) 基本契約第 20 条第 1 項ただし書の定めるところに従って基本契約が解除されたとき。
- 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、90 日以上前に受注者に通知することにより本契約を解除することができる。
- (1) 受注者の責めに帰すべき事由を原因として、要求水準を満たした処理が行われない場合に、発注者が、による要求水準の達成が見込まれないまたは正常な運転が再開できないと合理的に判断し、受注者がこれを認めたとき。
 - (2) その他、受注者が本契約の義務を履行しないとき。
- 4 発注者は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

（暴力団排除措置等に係る発注者の解除権）

第 31 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは発注者等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは発注者等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは発注者等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 前三号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

（発注者による解除の場合の違約金）

第 32 条 発注者が第 30 条第 2 項若しくは第 3 項又は前条第 1 項に基づき本契約を解除した場合には、受注者は、解除の日を基準日とする委託期間の残期間に係る委託料の 10 分の 1 に相当する金額、又は年間委託料（解除の日が属する年度の翌年度に予定する委託料）のいずれか高い方の金額を、違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、第 3 条の契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社

から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。) があるときは、当該違約金の額から当該契約保証金の額を控除することができる。

- 2 前項の規定により受注者が発注者に違約金を支払う場合において、発注者は、違約金請求権と受注者の委託料請求権その他発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。
- 3 前二項の規定は発注者の損害賠償請求権の行使を妨げるものではなく、第1項に定める違約金を超える損害が発注者に生じている場合には、発注者は、受注者に対して当該超過額について損害賠償を請求することができる。

(受注者の解除権)

第33条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者に対し通知の上、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、発注者による処理残渣等の搬入停止が6ヶ月を超えたとき。
 - (2) 発注者が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が合理的に不可能となったと認められるとき。
 - (3) 発注者が本契約に基づく債務の履行を行わない事態を90日間継続したとき。
- 2 受注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に関する協議)

第34条 発注者は、本業務の内容が社会情勢、市場の動向又は新たな技術の普及状況等と乖離が生じている等の理由により、本契約の継続は適さないと判断した場合には、本契約の解除について、受注者と協議を行うことができる。

- 2 前項に規定する協議は、業務履行期間中、各5年度に1回できるものとし、発注者は、各5年度目の末日から12ヶ月以上前に、受注者に対して協議開始を通知しなければならない。
- 3 第1項に規定する協議の結果、本契約の解除について、発注者と受注者が合意した場合は協議が整わない場合には、発注者は、業務履行期間中、各5年度の末日において、本契約を解除することができる。
- 4 前項の規定により本契約が終了するときは、発注者及び受注者は、相手方に対し損害の賠償その他の一切の請求をすることができない。

(法令変更又は不可抗力の場合の解除)

第35条 発注者又は受注者は、本契約の締結後における法令変更又は不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合には、本契約終了に伴う権利義務関係等について協議の上、本契約を解除することができる。その場合、発注者は、受注者の行った本業務のうち、対応する委託料が支払われていない業務に係る委託料を、速やかに受注者に支払う。

(本契約の解除による終了に際しての処置)

第36条 本契約が解除される場合、本契約は、将来に向かって終了するものとする。

(損害賠償等)

第37条 本業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により受注者に損害が生じた場合、発注者は、受注者に対して、生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、本契約に従った本業務を実施せず、又はその他本契約の定めるところに違反し、発注者に損害を生じさせたときは、発注者に対して生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 本契約に定める違約金は、前項に従った発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また違約金を損害賠償の予定と解してはならない。

第8章 その他

(第三者への損害)

第38条 受注者は、その故意若しくは過失又は法令等の不遵守によって、発注者又は第三者に人的あるいは物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

(保険)

第39条 受注者は、入札書類又は事業提案書類に基づき本業務に係る損失や損害等に備えた別紙4に示す保険を付したとき、又は任意に保険を付しているときは、保険契約締結後又は更新後すみやかに当該保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。

(公租公課の負担)

第40条 本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、すべて受注者が負担する。発注者は、受注者に対して委託料に対する消費税及び地方消費税の額を支払う以外、本契約に関連するすべての租税について、本契約に別段の規定がある場合を除き負担しない。

(秘密の保持)

第41条 発注者及び受注者は、本契約又は本業務に関して相手方から提供を受けた秘密情報を第三者に漏洩しないこと、及び本業務の遂行以外の目的には使用しないことを各自確認する。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び受注者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令に基づく守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 本業務に関する資金調達等のために開示を必要とする場合（守秘義務契約の締結を条件とする。）
- (5) 発注者が関係法令等に基づき開示する場合
- (6) 発注者と受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

4 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、関係法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとする。

(遅延損害金)

第42条 受注者は、本契約に定める損害賠償金又は違約金を、発注者の指定する支払期日を徒過して支払わないときは、発注者に対し、遅延損害金を支払う。

2 発注者は、受注者に支払う委託料を、本契約に規定する支払期日を徒過して支払わないときは、受注者に対し、遅延損害金を支払う。

3 前二項の遅延損害金は、損害賠償金又は違約金に、発注者の指定する支払期日の翌日から支払いが完了した日まで、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）に定める率をもって計算する（千円未満は切り捨てるものとする。）。

(紛争の解決)

第43条 本契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手續前又は手續中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

3 発注者又は受注者は、申出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を読み替えて準用する。

(定めのない事項)

第44条 本契約に定めのない事項については、発注者及び受注者が別途協議して定めるものとする。

[以下余白]

別紙1（第13条関係）

処理残渣等の資源化等処理の方法及び処理量その他の事項

1 資源化等処理の方法、資源化等処理施設の名称及び所在地

処理残渣等の種類	資源化等処理の方法	施設名称	施設の所在地

2 計画処理量

年度	計画運搬量（t／年）
平成 31 年度	
平成 32 年度	
平成 33 年度	
平成 34 年度	
平成 35 年度	
平成 36 年度	
平成 37 年度	
平成 38 年度	
平成 39 年度	
平成 40 年度	
平成 41 年度	
平成 42 年度	
平成 43 年度	
平成 44 年度	
平成 45 年度	
平成 46 年度	
平成 47 年度	
平成 48 年度	
平成 49 年度	
平成 50 年度	
平成 51 年度	

3 許可内容

許可番号	有効期限	処理の種類	廃棄物の種類

※ 許可証の写しを発注者に提出すること。許可証の写しは、更新の都度提出すること。

委託料の算出方法及び支払い方法

1 委託料の算出方法

委託料は、変動費から構成し、以下の算定式により算定した金額に、消費税及び地方消費税の額を加えた金額とする。

- ・ 4 月分から翌年 2 月分まで

委託料＝当該年度計画資源化等処理量×処理単価／12

※ 運搬単価は、税抜額とする。

※ 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- ・ 3 月分

委託料＝当該年度実資源化等処理量×処理単価

－当該年度 4 月分から翌年 2 月分までの委託料

※ 資源化等処理量は、資源化等処理施設の計量機で計量された量とし、小数点以下第 2 位 (10kg 単位) までを有効桁数とする。ただし、本施設からの搬出量との整合確認の上で判断する。

※委託期間 (試運転期間を含む) が 4 月からとならない場合は、上記の考え方を基本とし、落札者と協議により決定する。

2 委託料の支払い方法

- (1) 発注者は、委託料を毎月支払うものとする。発注者は、本契約の規定に従い、毎月の業務報告書を受領した後、当該受領日から 14 日以内に受注者に対して業務確認結果を通知する。なお、委託料の減額がある場合には、その旨も併せて通知する。
- (2) 受注者は、前号の通知内容に異議がないときには、当該通知に従い速やかに直前の 1 ヶ月に相当する委託料にかかる請求書を発注者に提出する。
- (3) 発注者は、前号の請求書を受領後 30 日以内に、当該請求書に記載の委託料を受注者の銀行口座に入金する。
- (4) 第 1 号に定める通知に対して受注者より異議の申出がなされた場合には、委託料の金額について発注者と受注者で協議を行い、精算等を行う。受注者が、発注者からの通知を受領した後 10 日以内に異議を申し出ないときは、異議がないものとみなす。
- (5) 委託料は、業務履行期間の開始日が属する月の翌月よりその支払いを開始する。
- (6) 受注者は、発注者が委託料を支払ったことによって、当該支払いより前に受注者が行った業務の実施に起因する不備等の責任を免れたとみなしてはならない。

別紙3 委託料の改定方法（第26条関係）

1. 物価変動を計る指標

発注者と受注者は、物価変動があった場合、委託料のうち、変動費単価の改定を行う。物価変動を計る指標として、以下の指標を基本とし、発注者と受注者とが協議により決定する。

対象費用		指標
変動費単価	資源化等処理委託費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／廃棄物処理／一般廃棄物」（日本銀行調査統計局）

2. 改定時期

1回目の改定に係る協議は平成32年10月中に、2回目以降の改定に係る協議は1回目の改定に係る協議以降毎年10月中に、翌年4月から始まる委託料の改定に係る協議を行う。（平成32年度分は見直さない。）

なお、受注者は、変動の有無にかかわらず、書面により発注者に毎年報告を行うこと。

3. 算定方法

(1) 1回目の改定

委託料の1回目の改定は、以下の算式により算定する。

$a + 1 \text{ 年度における委託料} = a + 1 \text{ 年度の改定前の委託料} \times I_a / I_{28}$ $(Y_{a+1}, Y_{a+2}, \dots) \quad (X_{a+1}, X_{a+2}, \dots)$ <p> I_a : a-1年の9月からa年の8月までの各改定指数の平均値 I_{28} : 平成27年9月から平成28年8月までの各改定指数の平均値 (注) X_{a+1}, X_{a+2}, \dots は、本契約締結時の固定費及び変動費に係る委託料を示す。 (注) Y_{a+1}, Y_{a+2}, \dots は、1回目の改定後の固定費及び変動費に係る委託料を示す。 (注) 改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 </p>

本契約締結時の各改定指数の平均値（平成27年9月から平成28年8月までの平均値）と業務履行期間の始期の各改定指数の平均値（平成31年9月から平成32年8月までの平均値）の物価変動の差が1.5ポイントを超える場合に、委託料の改定を行う。

また、業務履行期間の始期の委託料の改定により、本契約締結時と業務履行期間の始期の物価変動の差が1.5ポイントを超えない場合には、委託料の改定は行わない。この場合、1回目の改定を行うまでは、各改定指数の平成27年9月から平成28年8月までの平均値を基準値とし、当該年度における各改定指数（前年度9月から当該年度8月までの平均値。速報値・確報値を問わず、10月20日時点での最新値を用いる。）と基準値との増減の差が1.5ポイントを超える場合に、委託料の改定を行う。

なお、いずれの場合においても、委託料の改定を行う場合には、当該年度の翌年度以降の各年度の委託料を、当該改定率で改定するものとする。

(2) 2回目以降の改定

委託料の2回目の改定は、以下の算式により算定する。

$$b + 1 \text{ 年度における委託料} = b + 1 \text{ 年度の改定前の委託料} \times I_b / I_a \\ (Z_{b+1}, Z_{b+2}, \dots) \quad (Y_{b+1}, Y_{b+2}, \dots)$$

I_a : a - 1 年度の 9 月から a 年度の 8 月までの各改定指数の平均値

I_b : b - 1 年度の 9 月から b 年度の 8 月までの各改定指数の平均値

(注) Y_{b+1}, Y_{b+2}, \dots は、1 回目の改定後の固定費及び変動費に係る委託料を示す。

(注) Z_{b+1}, Z_{b+2}, \dots は、2 回目の改定後の固定費及び変動費に係る委託料を示す。

(注) 改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

前回の改定が行われた際 (a + 1 年度) に基準値との比較に用いた各改定指数 (I_a) を新たな基準値とし、当該年度における各改定指数 (前年度 9 月から当該年度 8 月までの平均値。速報値・確報値を問わず、10 月 20 日時点での最新値を用いる。) と基準値との増減の差が 1.5 ポイントを超える場合に、委託料の改定を行う。

なお、委託料の改定を行う場合には、当該年度の翌年度以降の各年度の委託料を、当該改定率で改定するものとする。

3 回目以降も、上記の考え方にに基づき、委託料の改定を行う。

4. 例外的な改定方法の採用

委託料の改定について、第 2 項から第 3 項による改定方法が適当でないと発注者が認めた場合については、発注者と受注者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

別紙 4 (第 39 条関係)

保険の加入

- 1 受注者は、本契約第 39 条に基づき、以下の内容の保険に加入する。